

「マイナ保険証」と国民皆保険制度

マイナンバーカードと健康保険証を一体にした「マイナー保険証」トラブルは、国民皆保険制度に反するもので、国民の命を脅かす。千葉市の歯科医院の石毛清雄院長は次のように述べている(しんぶん赤旗7月4日)。

「マイナ保険証の最大のデメリットは申請主義です」と。公的医療保険は保険料を払っている被保険者に保険者が保険証を発行することを義務付けていました。しかし、マイナ保険証は保険料を払っていても被保険者が申請しないと交付されません。代替措置の「資格確認書」の有効期限は1年。毎年申請が必要です。「申請しない、できない人は保険診療へのアクセスができず受療権が侵害されます。国民皆保険制度に反しています。」。

「政府の保険証の廃止方針はマイナンバーカードの取得・利用の任意性に反する」というのは、マイナンバー法制定時から議論に関わり、政府の情報保全諮問会議のメンバーでもある清水勉弁護士。次のように語ります(同紙)。

「私はマイナンバーカードと保険証の一体化に必ずしも反対ではありません。しかしリスクのあるマイナ保険証は、クレジットカードの所持が本人の自由であるのと同様、リスク回避できる人だけが持つべきです。政府がそれを事実上義務化してしまったのは誤りです」

「原理的に言えばこれまで公的医療保険は保険料を払っていれば医療が受けられた。そこにマイナ保険証が持ち込まれ、申請してマイナ保険証か資格確認書を所持しなければ保険医療を受けられない。契約条項を勝手に変えておりルール違反です。マイナンバーカードを全国民に取得させるために、保険証を人質にとるやり方は間違っています。医療現場に混乱をもたらすなら、なおさらです。来年秋の紙の保険証廃止方針は撤回すべきです」

政府はカードを持たない人に発行する資格確認書を申請がなくても交付する検討に入った。「保険診療を受けられなくなる」といった利用者らの不信感もあり、積極的な交付へと転換を迫られる形となった。ただ、一律交付となれば最大で数千万人規模に対応せざるを得ず、費用などの問題も生じる。資格確認書は、現在の保険証と実質的な機能は変わらないとの見方もあり、「保険証廃止」の必要性が改めて問われることになりそうだ。申請がなくても交付する「プッシュ型」で交付することになれば、保険証廃止をてこにカードの普及を進める政府方針にも逆行する。だが官邸幹部の一人は「制度の信頼回復のためには仕方がない」と話す(朝日新聞7日朝刊)。

読売6日社説も、「政府は来秋の保険証の廃止にこだわるより、当初の予定通り選択制とし、利便性を実感できる状況を作るほうが得策ではないか」と主張している。

(2023年7月11日)